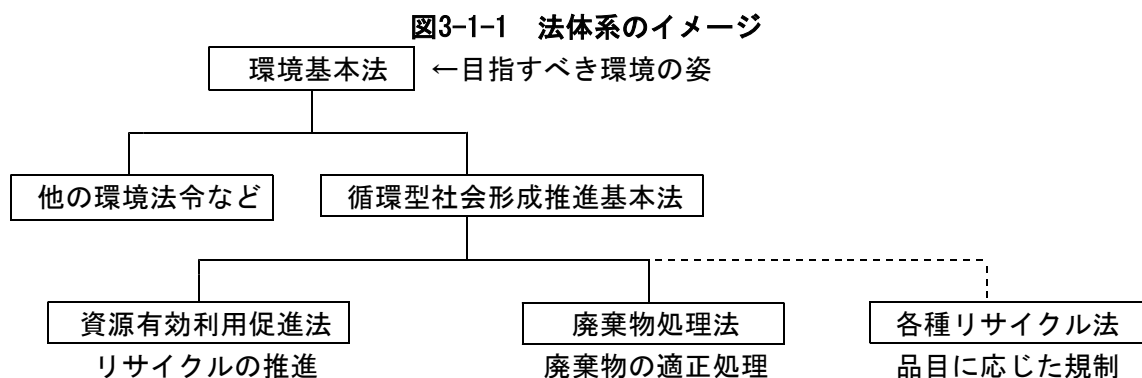


## 第3章 循環型社会の形成

### 第1節 循環型社会形成の推進に関する法体系

国では、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成12年（2000年）6月施行）を制定しました。

循環型社会形成推進基本法の趣旨を具体的に推進するための両輪として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年（1991年）10月施行。以下「資源有効利用促進法」という。）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年（1971年）9月施行。以下「廃棄物処理法」という。）が定められています。



### 第2節 北海道の循環型社会形成の推進に関する条例・計画

#### 1 北海道循環型社会形成の推進に関する条例

道では、平成20年（2008年）10月に「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」を制定しました。この条例では、循環型社会を形成するために必要な、道、事業者、道民の責務を定めるほか、道外で発生した産業廃棄物を道内へ搬入する際の手続きや産業廃棄物処理施設の設置に係る協議など産業廃棄物に関する規制を定めています。

#### 2 基本的な計画について

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成22年（2010年）4月に策定しました。

この計画では「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「循環型社会ビジネスの振興」の4項目を柱に、道民、事業者、NPO等の民間団体及び行政がそれぞれの役割を担いながら取り組むべき基本的な方策を示しています。

令和2年（2020年）3月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化などを踏まえて、「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を策定しました。

【計画期間】令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）

また、同基本計画の廃棄物の処理に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」も、令和2年（2020年）3月に「北海道廃棄物処理計画（第5次）」を策定し、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

【計画期間】令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

### 第3節 一般廃棄物の適正処理

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大別しています。一般廃棄物とは、人の日常生活から排出されるいわゆる家庭ごみのほか、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物（通称「事業系一般廃棄物」といいます。）です。し尿や浄化槽汚泥も一般廃棄物として取り扱われます。

同法では、一般廃棄物処理の責務が市町村にあると定め、市町村がその処理計画を策定し、施設整備や適正処理をしなければならないとしています。

空知総合振興局では、一般廃棄物処理事業が円滑に進むように、管内の市町に対して、適正処理の推進に係る助言や情報提供を行うなど様々な面から支援を行っています。

#### 1 一般廃棄物処理の現況

##### (1) ごみ処理の状況

空知管内での処理状況は、「直接埋立」が10.3%（全道：6.6%）、「直接焼却」は48.2%（60.5%）、「直接資源化」は3.5%（1.8%）、「焼却以外の中間処理」が33.0%（24.9%）となっており、管内の傾向としては、直接焼却と中間処理の割合が多くなっています。

また、管内の中間処理方法の特色として、生ごみからメタンガスを取り出す方法を3つの一部事務組合が行っています。

表3-3-1 北海道及び空知管内のごみ処理状況（令和3年度（2021年度））

		北海道	空知管内
総人口		518.5万人	27.7万人
ごみ総排出量		178.0万t	9.7万t
1人1日当たり排出量		941g	966g
直接焼却		107.8万t	4.7万t
直接埋立		12.0万t	1.0万t
直接資源化量		32.7千t	3.3千t
中間処理量	粗大ごみ処理施設	122.2千t	6.7千t
	資源化施設	244.0千t	11.5千t
	堆肥化施設	31.1千t	4.7千t
	メタン化施設	15.8千t	8.9千t
	燃料化施設	26.3千t	0.5千t
	その他の施設	3.9千t	0.03千t
リサイクル率		23.5%	21.1%

詳細は別添の表3-3-2「令和3年度一般廃棄物処理実績」のとおりです。

##### (2) 一般廃棄物処理施設の状況

空知管内の市町が設置する一般廃棄物処理施設は、別添の表3-3-3のとおりで、焼却施設が2施設、最終処分場が19施設、し尿処理施設が3施設、資源化やその他の中間処理施設が22施設、保管施設が6施設となっています。

また、民間事業者が設置する破砕施設などの一般廃棄物処理施設が61施設（令和3年度（2021年度））あります。

### (3) し尿処理の状況

空知管内のし尿（浄化槽汚泥を含む。）処理状況は別添の表3-3-4のとおり（令和3年度（2021年度））で、水洗化率は90.4%と全道的水洗化率（94.6%）に比べ、やや低い値となっています。

平成27年（2015年）4月より、6市6町（美唄市、芦別市、赤平市、歌志内市、滝川市、砂川市、奈井江町、上砂川町、月形町、浦臼町、新十津川町、雨竜町）が、MIGS事業（污水処理施設共同整備事業。国土交通省所管。）により整備した石狩川流域下水道組合の終末処理場に、し尿を投入する施設で処理を開始しました。

これにより、参加する市町にあるし尿処理施設は休・廃止されています。

## 2 一般廃棄物の処理

各市町村における一般廃棄物のリサイクルと適正処理を推進するには、資源化施設やごみ焼却施設などの中間処理施設や最終処分場等の計画的な整備が必要です。

これらの施設整備には多大な費用を要することから、複数の市町村による共同処理や国の交付金制度の活用が必要です。空知総合振興局では、広域的な処理の推進や市町の交付金申請の事務に対して必要な助言を行うなど、市町が行う一般廃棄物処理施設設置の事務が円滑に進むよう努めています。

また、廃棄物処理法に基づき、市町が設置する一般廃棄物処理施設の設置届出の受理、民間事業者が設置する一般廃棄物処理施設設置許可申請に係る許可事務を行うほか、定期的にこれらの施設に対する立入検査を実施して、適切な維持管理を指導しています。令和4年度（2022年度）は延べ2回の立入検査を実施しています。

## 3 ごみ処理の広域化

道では、平成9年（1997年）12月に、今後の北海道のごみ処理のあり方や広域的に取り組む際に必要となる市町村の範囲等について、基本的な考え方を示す「ごみ処理の広域化計画」を策定し、以降、処理施設の更新を契機に焼却施設を中心に集約化が進められました。

また、同計画から20年以上を経過し、少子高齢化による人口減少に伴うごみ排出量の減少など、社会情勢の様々な変化に対応するため、令和4年（2022年）7月には「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」を策定しています。

空知管内の広域化の状況は別添の表3-3-5のとおりです。

### (1) 中・北空知地域

中・北空知地域は5市9町で構成され、中空知衛生施設組合（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町で構成）、砂川地区保健衛生組合（砂川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、歌志内市で構成）、北空知衛生センター組合（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、（幌加内町）で構成）、北空知衛生施設組合（妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町で構成）の各組合で広域処理を行っています。また、燃やすごみについては、平成25年（2013年）4月から、これらの一部事務組合で構成する「中・北空知廃棄物処理広域連合」により、焼却処理等を行っています。

### (2) 南空知地域

南空知地域において広域処理にかかる協議を開始した当初は、11市町村で構成されていましたが、南幌町、長沼町、由仁町及び栗山町は道央地域ごみ処理広域化推進協議会へ移行し

たことや市町村合併もあって、夕張市、岩見沢市、三笠市、美唄市、月形町の5市町で検討し、その後、平成23年（2011年）に、岩見沢市、美唄市、月形町で焼却等に関して広域処理を実施することとなりました。このため、平成24年度（2012年度）から岩見沢市が焼却施設、最終処分場、破碎施設等の設置に着手し、平成27年度（2015年度）から供用開始しています。

### （3）道央地域

南空知地域から道央地域ごみ処理広域化推進協議会に移行した南幌町、長沼町、由仁町は、平成26年（2014年）2月に千歳市、北広島市とともに道央廃棄物処理組合を設立し、令和5年（2023年）の焼却施設の供用開始を目指し取り組み始めました。

また、栗山町は、平成26年（2014年）に発生した炭化施設の故障を契機に、この組合へ参加を検討し、平成27年度（2015年度）に加入しました。

## 第4節 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、がれき類、廃プラスチック類、木くず、汚泥など20種類及び輸入された廃棄物をいいます。

廃棄物処理法においては、排出事業者が自らの責任により適切に処理することとされており、自らが処理出来ない場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処理することになっています。

道では、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、排出事業者や処理業者の指導を行うなど、産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

表3-4-1 産業廃棄物の種類

1	燃え殻	12	ゴムくず
2	汚泥	13	金属くず
3	廃油	14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
4	廃酸	15	鉱さい
5	廃アルカリ	16	がれき類
6	廃プラスチック類	17	動物のふん尿
7	紙くず	18	動物の死体
8	木くず	19	ばいじん
9	繊維くず	20	1～19又は21を処理した物で1～19に該当しない物
10	動植物性残さ	21	輸入された廃棄物
11	動物系固形不要物		

※これらの内、爆発性、毒性等がある産業廃棄物は「特別管理産業廃棄物」として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物より厳しい規制を行っています。（廃油のうち揮発油類、感染性産業廃棄物、廃PCBなど）

### 1 産業廃棄物処理の現況

#### （1）産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の収集・運搬及び処分の業を行う場合、業を行う場所を所管する知事又は政令市長の許可が必要であり、道内では道及び札幌市、函館市、旭川市において許可事務を行っています。産業廃棄物処理業にかかる許可業者は、令和5年（2023年）3月31日現在、空知管

内で延べ436社となっています。

また、一定規模以上の中間処理施設及び最終処分場を産業廃棄物処理施設といい、施設を設置する場合は、設置場所を所管する知事又は政令市長の許可が必要です。

管内の設置状況は表3-4-3のとおりとなっており、設置許可施設は133施設で、全体の約24%の32施設が最終処分場となっています。

**表3-4-2 産業廃棄物処理業者数 (令和5年(2023年)3月末現在)**

産業廃棄物 収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業廃 棄物収集運搬業	特別管理産業 廃棄物処分業
341	65	22	8

注：複数の許可を所持している処理業者有り

**表3-4-3 産業廃棄物処理施設数**

処 理 施 設 の 種 類	北海道 (R4年度末)	空知総合 振興局 (R4年度末)
汚 泥 の 脱 水	82	3
汚 泥 の 乾 燥	11	1
廃 油 の 油 水 分 離	10	1
廃酸・廃アルカリの中和	2	0
木くず等の破碎	889	91
有害汚泥のコンクリート固化	3	0
水銀汚泥のばい焼	7	0
シ ー ン の 分 解	5	0
廃 P C B の 分 解	2	0
P C B 汚染物の洗浄・分離	2	0
焼 却 施 設	45	5
最 終 処 分 場	255	32
合 計	1313	133

## (2) 産業廃棄物の処理実績

道内の産業廃棄物の排出量等を把握するため、道が令和2年度(2020年度)に実施した「北海道産業廃棄物処理状況調査」から推計算出したところ、空知管内の令和2年度(2020年度)の産業廃棄物排出量は116万トン(全道：3,993万トン)でした。

このうち再生利用は80%の93万トン(全道：62%の2,456万トン)、焼却などの中間処理による減量化量は17%の20万トン(全道：37%の1,462万トン)、最終処分されたのは3%の3万2千トン(全道：2%の75万トン)となっています。当管内では、再生利用の割合が全道に比べ若干多く、その分減量化量が少ない傾向にあります。

## 2 産業廃棄物の対策

### (1) 産業廃棄物処理業者等への立入検査

空知総合振興局では、産業廃棄物処理業者等に対して、計画的に立入検査を実施し、収集・運搬、保管、中間処理、最終処分等処理状況の確認を行っています。

立入検査の結果、基準に適合していない処理を発見した場合には、必要な指導を行い、さらに指導に従わない場合には、その処理業や処理施設の停止や許可の取消しを命じるなどの

処分を行うことがあります。

表3-4-4 立入検査件数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象事業場数	1100	1179	1147	1159	1137
立入検査数	293	273	133	151	167

ア 産業廃棄物処理業等の行政処分状況

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設については、法律違反や基準に適合しない場合に、その業や施設の許可の取消しや停止を命じることがあります。

令和4年度（2022年度）、空知総合振興局では、処理業の許可取消し処分はありません。

※全道の状況（令和4年度（2022年度）） 処理業許可取消し 3業者

(2) 不法処理に関する対策

道では、海上保安庁、政令市、市長会、町村会、北海道警察本部および北海道産業資源循環協会等とともに、「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」を設置し、不法投棄などの廃棄物の不適正処理を防止する取り組みを行っています。

空知総合振興局では、「空知地域廃棄物等不法処理対策戦略会議」を設置し、毎年5月に協議会を開催し、主に6月の「環境月間」及び10月の「廃棄物等適正処理推進月間」に各種の不法処理対策事業を実施しています。

表3-4-5 令和4年度（2022年度）の環境月間の事業実施状況

実施機関	内 容
・空知総合振興局、各市町	・不法投棄等の調査（札幌建設管理部・20市町、延べ353日、延べ人数781名）
・各市町	・広報誌掲載（13市町）
・空知総合振興局、各市町、各警察署	・電光掲示板付き自販機による啓発（11市町、1組合、5警察署）
・空知総合振興局	・産業廃棄物処理業者に対する立入検査（延べ37日、延べ68件） ・休日パトロール（6/25、産業廃棄物処理業者に対する立入検査）

表3-4-6 令和4年度（2022年度）の廃棄物等適正処理推進月間の事業実施状況

実施機関	内 容
・空知総合振興局、各市町	・不法投棄等の調査（札幌建設管理部・17市町、延べ233日、延べ人数576名） ・広報誌掲載（9市町） ・ポスター等による啓発（9市町）
・空知総合振興局	・産業廃棄物処理業者に対する立入検査（延べ10日、40件） ・休日パトロール（10/22、不適正保管場所の現地確認） ・スカイパトロール（実施なし）

### 3 PCB廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、工業的に合成された化合物です。水に溶けにくく、化学的に安定、絶縁性がよい、沸点が高いなどの特性があり、さまざまな用途に使われてきましたが、昭和43年のカネミ油症を契機にその毒性が確認され、製造や輸入の禁止等の措置が取られてきました。平成13年（2001年）には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が制定され、PCBの濃度や使用されている機器等の種類毎に処分期間が定められました。

高濃度PCB廃棄物のうち変圧器・コンデンサーの処分については、既に令和4年（2022年）3月31日の期限を迎えており、安定器及び汚染物等については令和5年（2023年）3月31日までと間もなく期限を迎えます。低濃度PCB廃棄物は令和9年（2027年）3月31日までに処分しなければなりません。

PCB廃棄物等の保管事業者等が処分期間を終了してもPCB廃棄物を処分していない場合は法に基づく行政処分や罰則が適用される場合があります。

空知管内には、令和5年（2023年）3月末現在でPCB廃棄物を保管又はPCB使用製品を所有している事業場が76事業場あるため、道では保管事業者に対して、立入検査等により適正な保管・管理と計画的な処理を指導するとともに、未届出のPCB廃棄物やPCB使用製品の把握に努めています。

表3-4-7 PCB廃棄物の種類と道内の処理先

種 類	処 理 先
トランス類（高濃度）※注1	中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道事業所（室蘭市）
コンデンサ類（高濃度）	
蛍光灯安定器等（高濃度）	
PCB汚染廃電気機器等（低濃度）※注2	環境大臣が認定した無害化処理認定施設で処理 ※注3 道内では、JX金属苫小牧ケミカル株式会社（苫小牧市）

※注1 高濃度とは、PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）を超えるものをいいます。

※注2 低濃度とは、PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のもの及び橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性PCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下のものです。

※注3 低濃度PCB廃棄物は、国の認定施設で処理する場合は、道外での処理が可能です。

### 第5節 資源リサイクルの推進

道では、循環型社会形成に関する「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの法律に基づき、関係機関と連携を図りながら、廃棄物の分別収集や資源化及び再生品等の利用を促進しています。

#### （1）容器包装リサイクル法（国所管）

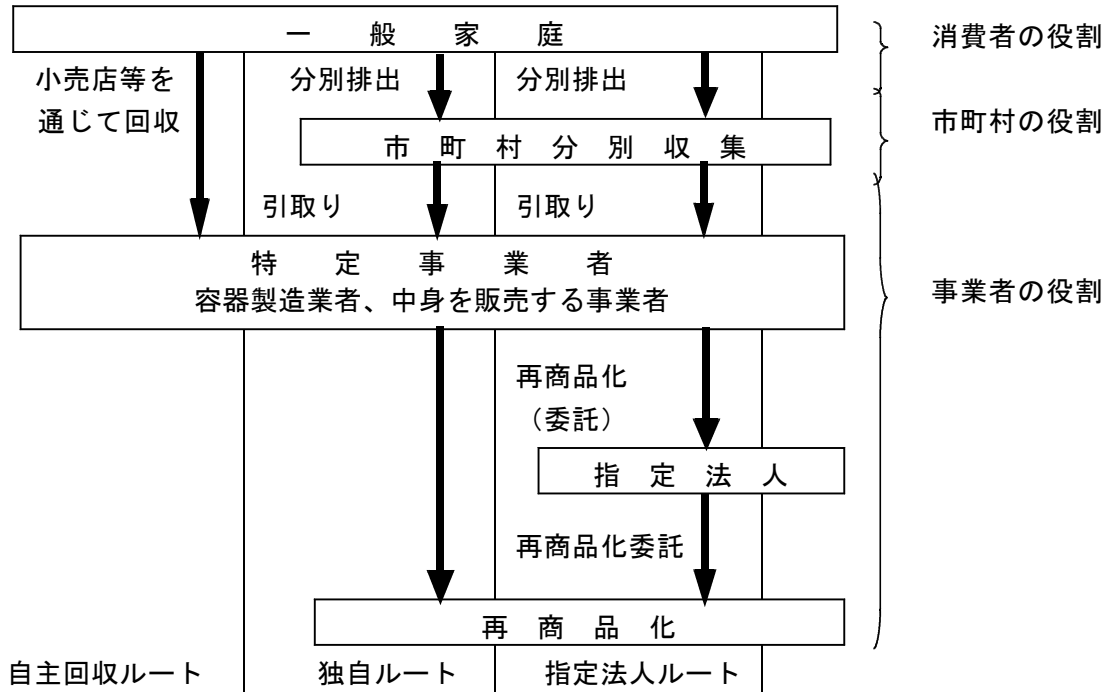
一般廃棄物の中で容積比で6割を占めている容器包装廃棄物を分別し、リサイクルを行い、ごみの減量化を図ることを目的として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」が平成24年（2012年）12月に施行されました。

容器包装リサイクル法では、消費者は分別収集に協力（分別排出）し、市町村は「市町村分別収集計画」を策定して容器包装廃棄物の分別収集を行い、事業者（商品の製造販売者）

は市町村が分別収集した容器包装廃棄物を自ら又は指定法人やリサイクル事業者に委託して再商品化することを規定しています。

図3-5-1 容器包装のリサイクルフロー

ガラス瓶、PETボトル、プラスチック、紙、スチール缶、アルミ缶

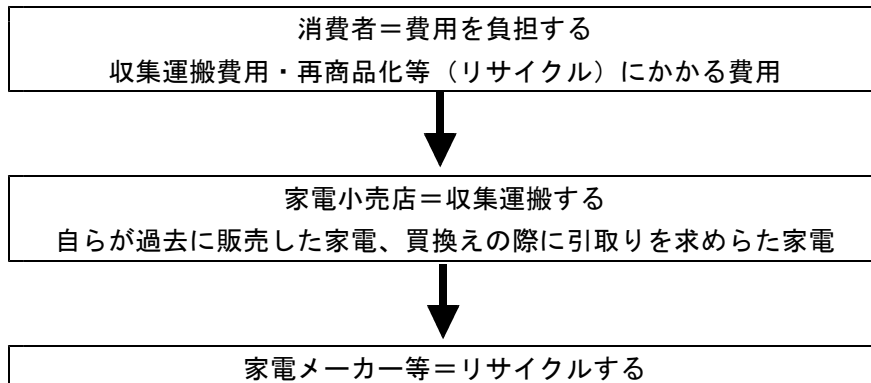


(2) 家電リサイクル法（国所管）

平成13年（2001年）4月から、使用済みのテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコンを対象に家電リサイクル法が施行され、消費者、販売店、製造業者がそれぞれの責任を分担して、使用済みとなった家電の再商品化等を行い、廃棄物の減量と資源の有効利用を図っています。

図3-5-2 家電のリサイクルフロー

テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）、エアコン





### (3) 小型家電リサイクル法（国所管）

平成25年（2013年）4月から、使用済みとなった電話機、オーディオ、掃除機、照明機器などを対象に「小型家電リサイクル法」が施行されました。

消費者から分別して排出された小型家電は、小売店の協力を受けながら市町村区で回収し、国の認定を受けたリサイクル事業者が分解・選別などの処理をして、取り出された白金やパラジウムなどの16種類の有用金属を再活用していく制度です。

なお、家電リサイクル法の4品目は対象外です。

### (4) 建設リサイクル法（建設指導課所管）

産業廃棄物のうち、排出量が多いため建設系の廃棄物の削減を図るため、分別解体や再資源化を規定しています。（平成12年（2000年）11月施行）

ア 対象建設工事の発注者又は自主施工者に分別解体等の事前届出義務

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額	500万円以上

イ 工事現場での分別（分別解体等）及び再資源化等の実施義務

コンクリート、コンクリート+鉄、木材、アスファルト・コンクリート

ウ その他

- ・発注者と受注者（元請業者・下請業者）との契約手続き等の整備
- ・解体工事業者の登録制度

### (5) 食品リサイクル法（国所管）

食品製造業や外食産業から発生する食品廃棄物の再生利用等を実施すべき量に関する目標などを定めています。（平成13年（2001年）5月施行）

ア 基本方針の策定

- ・数値目標（令和6年度（2024年度）までの再生利用等実施率）  
食品製造業：95%、食品卸売業：75%、食品小売業：60%、外食産業：50%
- ・再生利用等の方策 など  
事業者の判断基準の策定
- ・発生抑制の基準、減量の基準、再生利用の基準 など

イ 実効確保措置

- ・食品関連事業者に対する、主務大臣の指導・助言
- ・取組みが著しく不十分なときの、勧告・命令等の制度

ウ 促進のための措置

- ・再生利用事業者の登録制度
- ・再生利用事業計画の認定制度

### (6) 自動車リサイクル法

最終処分場の逼迫によるシュレッダーダストの処分費の高騰や鉄スクラップ価格の低迷により、従来のリサイクル・処理システムがうまく機能しなくなってきたため、平成15年（2003年）1月に施行されました。解体業者の許可制度やフロン、エアバッグの回収制度などにより、使用済み自動車のリサイクルの推進を図っています。

図3-5-3 自動車のリサイクルフロー

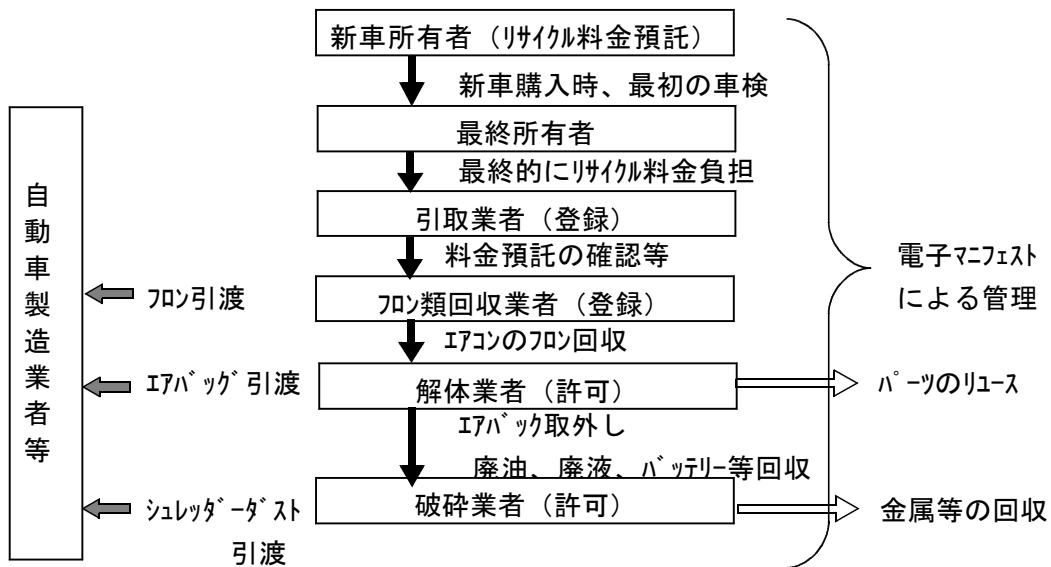


表3-5-4 自動車リサイクル法許可等業者数 (令和5年(2023年)3月末現在)

引取業 (本庁所管)	フロン類回収業 (本庁所管)	解体業	破砕業
39	25	17	1

注：複数の許可を所持している処理業者有り

(7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(国所管)

プラスチックは、幅広い製品や容器包装に利用され、現代社会に不可欠な素材ですが、海洋プラスチックごみや気候変動の問題、また諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応などから、国内におけるプラスチックの資源循環の促進等の高まりを背景として、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、令和4年4月1日に施行されました。

この法律では、国がプラスチックの資源循環を推進する基本方針を定め、プラスチック製品のライフサイクルに関わるあらゆる主体がその「3R+Renewable」を促進するよう努めることとされています。

基本方針	個別措置	
・プラ廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計	設計・製造	製造業者等の環境配慮設計
	販売・提供	使用の合理化
・ワンウェイプラの使用の合理化	排出・回収	市区町村の分別収集・再商品化
・プラ廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等	・リサイクル	製造・販売事業者等による自主回収
		排出事業者の排出抑制・再資源化